

倉吉市公共施設等 脱炭素化推進計画

令和5年3月
(令和8年3月改訂)

倉吉市

目次

倉吉市公共施設等脱炭素化推進計画.....	1
第1 計画の位置付け.....	1
1 目的.....	1
2 位置付け.....	1
第2 計画による実施事業.....	2
1 実施時期.....	2
2 対象施設.....	2
3 実施内容.....	2
4 個別施設での実施.....	2
第3 計画の推進.....	3
1 所管等.....	3
2 見直し.....	3
第4 個別施設計画.....	3
別表 個別施設計画	
公共施設（庁舎等の行政系施設その他の公用施設を含む。）	

倉吉市公共施設等脱炭素化推進計画

第1 計画の位置付け

1 目的

倉吉市公共施設等脱炭素化推進計画（以下「この計画」という。）は、倉吉市が所有し、又は管理する公共施設（庁舎その他の公用施設を含む。以下第2の2なお書の部分を除いて同じ。）及び市道その他のインフラ（以下第2の2なお書の部分を除いて「公共施設等」という。）について、令和3年10月22日閣議決定『地球温暖化対策計画』及び『倉吉市地球温暖化対策実行計画<事務事業編>（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく計画）』に基づき、公共施設等の改修等による脱炭素化（以下「脱炭素化事業等」という）の推進を計画的に実施することを目的とするものである。

2 位置付け

この計画は、倉吉市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定。以下「総合管理計画」という。）の下位計画として位置づける。

第2 計画による実施事業

この計画による脱炭素化事業等の実施時期、対象施設、実施内容等は、次に掲げるとおりとする。

1 実施時期

この計画による脱炭素化事業等の実施時期は、総合管理計画第1章計画の位置付けの3計画期間と同一とする（平成28年度から令和17年度までの20年間）。ただし、必要に応じ、この計画の策定前に実施された脱炭素化事業等に類する市の公共施設等の改修事業もこの計画のうちに位置付けることができる。

2 対象施設

この計画による脱炭素化事業等の対象施設は、総合管理計画第1章計画の位置付けの4対象施設と同一とする。なお、総合管理計画にいう「公共施設」は、庁舎等の行政系施設その他の公用施設を含み、同じく「公共施設等」は、公共施設と市道その他のインフラとをあわせたものである。

3 実施内容

この計画による脱炭素化事業等による実施内容は、令和3年10月22日閣議決定『地球温暖化対策計画』に基づく事業、『倉吉市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく計画）』に基づく事業又はこれらに類する事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電の導入
- (2) 建築物におけるZEB（注1）の実現（ZEB基準に適合させるための改修）
- (3) 省エネルギー改修の実施（省エネ基準に適合させるための改修）
- (4) LED照明の導入
- (5) (1) から (4) 以外のもので、脱炭素化の推進に資する事業

なお、必要に応じ、公共施設等の集約化・複合化、転用若しくは長寿命化又は新設・建替え等の事業とあわせて、当該公共施設等に関し、これらの改修事業も行うものとする。

※注1「ZEB」は、「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギービルディング）」の略。省エネ機器の導入・太陽光発電等による創エネにより、消費する1次エネルギー収支をゼロにすることを目指した建築物のこと。

4 個別施設での実施

個別の公共施設等ごとの脱炭素化事業等の実施の内容等は、第4のとおりとする。

第3 計画の推進

この計画の推進は、次の方法により行う。

1 所管等

この計画の所管は、総合管理計画の所管課とする。ただし、進捗の管理は、財政所管課、公有財産所管課、公共施設等の整備又は営繕を所管する課及び個別施設の所管課との連携に基づいて、これを行うものとする。

2 見直し

この計画の実施事業、推進方法、個別施設計画等は、適宜に見直しを行うものとする。

第4 個別施設計画

個別の公共施設等ごとの脱炭素化事業等の実施内容、実施時期及びその概算事業費（以下「個別施設計画」という。）は、別表のとおりとする。

別表 個別施設計画

公共施設（庁舎等の行政系施設その他の公用施設を含む。）

大分類	中分類	個別施設	内容	時期	概算事業費 (百万円)
行政系施設	庁舎等	本庁舎	照明のLED化	R5	7
行政系施設	庁舎等	北庁舎	照明のLED化	R5	3
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	関金農林漁業者等健康増進施設	照明のLED化	R5	11
子育て支援施設	幼保・児童施設	・児童センター(上井・高城・小鴨) ・北谷児童集会所 ・子育て総合支援センター	照明のLED化	R5	6
		全ての市立中学校	照明のLED化	R5以降 順次	148
		全ての市立小学校	照明のLED化	R5以降 順次	131
社会教育施設	図書館	倉吉パークスクエア(交流プラザ)	照明のLED化	R5～R7	146
産業系施設	産業系施設	倉吉パークスクエア(食彩館)	照明のLED化	R6	5